

広報



なかさと

1996年 (平成8年) 2月号

№.474 毎月10日発行

●発行/中里村役場 〒949-84新潟県中魚沼郡中里村大字田沢己2133番地 ☎0257(63)3111 FAX(63)2044 ●編集/総務課



今月の主な紙面

- 悪質業者があなたを狙ってる!!②～③
- むらのあつちからこつちから④～⑤
- お知らせ.....⑥～⑨
- みんなの広場⑧
- カレンダー⑩

一生懸命発表します!

中里保育所で「ミニ発表会」が行われました。発表会を見ているお母さん方も、子どもたちの発表に大きな拍手を贈っていました。

この広報紙は、再生紙を使っています。

悪質業者が あなたを狙っている!!

悪質商法とは、簡単にいえば人の弱みにつけこんだり、夢や希望を食い物にしたりして、言葉巧みに高額な商品やサービスを売りつけることです。その手口は街頭で声をかけてきたり、家に訪問してきたり、ダイレクタメールや電話をかけてきたりするなど、実にさまざまです。

誘いかけてくる言葉も、「金がもうかる」「頭がよくなる」「美しくなる」「健康になる」など、興味を引くことばかりです。「本当ですか」などといおうものなら、契約をとるまで必死に食らいついてきます。何度も自宅や職場にきて催促をし、なかには脅迫する業者もいます。

「電話勧誘」の 苦情相談が多い

悪質商法による被害の傾向は「PIONEER（全国消費生活情報ネットワーク・システム）」で分かります。これは国民生活センターと、都道府県の消費生活センターとをコンピュータを結んで、全国から寄せられた悪質商法の苦情や相談などを蓄積しています。

ここ数年、苦情や相談が多いのが、強引な電話勧誘です。そ

のなかでも、特に目立つのが「資格（士）商法」。電話勧誘の苦情相談受け付け件数のうち、約八割を占めています（平成五年度）。国家資格でもないのに、「国家資格です」「試験が免除される」などと誘い、申し込みをさせてしまふのです。

将来の夢を 巧みに利用する

悪質商法は、新入生やフレッシュマンの「将来の夢」を巧みに利用します。「金もうけができる」「高級車が買える」などは、若者ならだれでもかなえてみたい夢です。これが実現するかのよう甘い言葉で近づき、成功者の話を聞かせ、「自分もこうなれる」と思い込ませるのです。

さらに、扶養家族がいない新入生やフレッシュマンたちは、



アルバイトや仕事をしていれば比較的自由にお金が使えます。そのなかから、小額のローンを組んでも、突然生活が苦しくなるといふことは少ないといえます。悪質業者は、ここを狙ってくるのです。

覚えておきたい 六つの撃退ポイント

悪質業者の勧誘に引つかかり、トラブルに巻き込まれないために、次の六つの撃退ポイントを覚えてください。

★簡単にドアを開けず

まず聞く名前と目的を

あまりしつこいときは、「二

〇番しますよ」の一言を。

★あやしいぞ

他人のふところ聞く業者

お金があることが分かる、

だましにかかると、悪質業者

です。

★もうけたいと思う

あなたの心に落とし穴

甘い話はこの世にないと、肝に銘じてください。

★勇気を持ち

はつきり言おう いりません

必要のない商品やサービスは、

「いりません」の一言を。

★契約書 サインの前に

まずだれかに相談しよう

契約書へのサインは、慎重に

しましょう。身近な人に相談し

てから契約しても、遅くはあり

ません。

★よく考え うまく使おう

クーリング・オフ

訪問販売は契約書を受け取っ

てから八日以内、マルチ商法は

同じく十四日以内に書面で解約

を申し出れば、原則として無条

件で解約できます。解約ができ

るのは、この期間です。

だまされやすい悪質商法

■マルチ商法(連鎖販売取引)

友人関係をこわしかねない



マルチ商法(連鎖販売取引)は、まず入会金や保証金を支払わせ組織の会員にし、高額な商品やサービスを買わせるのです。そして次々と会員を増やし、自分より下の会員から利益を得るシステムです。しかし、入会させられる人数には限りがあり、自分が入会したときに支払ったお金を回収することは困難です。友人などを勧誘することになるため、友人関係をこわしたり、また勧誘に熱中し仕事がおろそかになり、職場を辞めなければならなくなったりすることもあります。

■資格(士)商法

電話でも契約は成立する

資格(士)商法は、公的機関や紛らわしい名称を使って「昇進に有利」などと電話で勧誘し、契約をとる商法です。電話でOKの返事をして、契約は成立

しますので注意してください。「結構です」「いいです」といった、おぼろしい返事は禁物です。断る場合は、「いいません」と答えます。

国会に議席中
ですから、近く
国家資格と
なります!



■継続的役務サービス

長期で多額な前払いは避ける



継続的役務サービスとは、エステティックサロンや外国語会話教室など、契約期間が長期にわたるサービスです。契約をするときは、サービスの内容や中

途での解約などの条件、支払い方法を書面で十分確認してください。長期で多額な前払いは、避けるのが無難です。



■アポイントメントセールス・キャッチセールス 強引に商品売りつける



アポイントメントセールスとは、業者から「全国の若者のなかから、あなたが選ばれました。景品を差し上げますので日を決めて会いましょう」と電話で話をもちかけてくる商法です。そんな言葉を信じて会って、強引に高額の商品や商品の契約をさせられないようにしましょう。キャッチセールスは、繁華街などで「アンケートにご協力ください」「映画などが割引になる会員権はいませんか?」と声をかけてくる商法です。強引でなれないように注意してください。

悪質商法の被害を減らすには、消費者庁が主催する「悪質商法被害相談センター」の活用が有効です。また、悪質商法に関する情報は、消費者庁のウェブサイトや「悪質商法被害相談センター」のウェブサイトから確認できます。悪質商法被害相談センターは、悪質商法被害の相談や、被害の救済に関する支援を行います。



むらの あつちがらこつちがら

中里村豪雪対策本部が設置される!!

1月31日、午後1時に中里村豪雪対策本部が設置されました。

1月31日、役場で前日からの降雪が八三cm、積雪が二五〇cm。土倉では積雪が四二〇cmに達しました。この雪は2月2日の朝までに3日間連続で毎日八〇cm以上の降雪を記録し、2月3日の積雪では役場で三二二cm、土倉では四七〇cmになりました。

この雪により、JR飯山線も不通となり、道路についても一車線のところが多くなり、バスの運休などにより通勤、通学に支障きました。

また、小規模ながら表層雪崩や水上がりも発生しました。

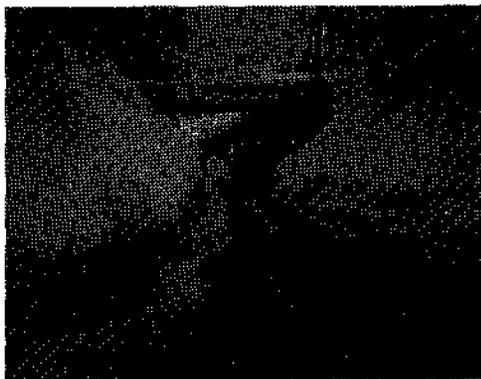
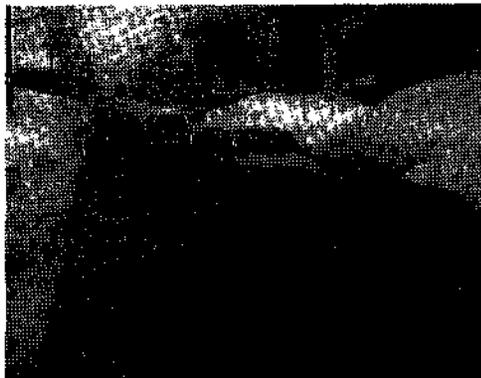
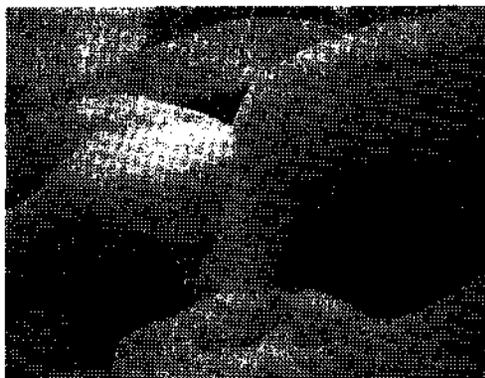
雪害対策本部が設置されたのは、平成2年1月27日に集中豪雪対策本部を設置以来のことです。近年の積雪では、61豪雪以来の

ものとなっています。

まだ2月の初めです、今後の気象情報をよく聴き、大災害が起こらないよう十分注意しましょう。



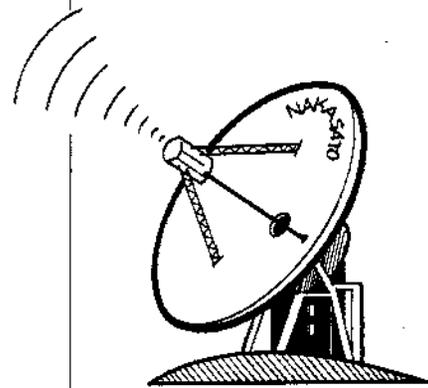
▶流雪溝から水が……



▲如来様の大杉が……



▶田舎ですが……



中里ライオンズクラブより 「中里中学校生徒会」「倉俣地区子供会」 表彰される!

2月5日(月)、中里村商工会において中里ライオンズクラブの例会が開催され、その席上、レインボーヴァイラ清津への定期訪問をしている「中里中学校生徒会」と火災防止夜回り活動をしている「倉俣地区子供会」が表彰されました。

表彰の前に滝沢万平会長が、「地元で大きな力として頑張っていて頂いている一校一団体を表彰させて頂きます。今後とも協力をお願いします。」とあいさつし、表彰を行いました。

表彰のあと、代表で表彰された生徒、児童が活動報告をしました。

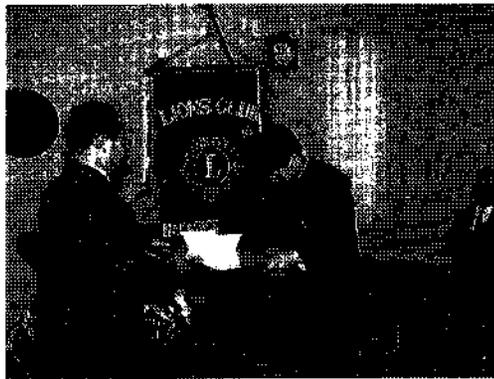
中里中学の山田裕樹くんは活動報告として「クラスごとのボランティアや夏休みには体験ボランティアの活動を行なっていますし、寝たきりの方にはお便りも出しています」と、また、倉俣地区子供会の活動報告として、高野美緒さんが「二十二人を五人から六人に分け、拍子木

を打ちながら夜回りを行なっています。雨の日でも風の日でも行なっています。ご苦労様と声をかけられると頑張っています。」と二人からの活動報告がされました。

▲校長先生とともに



▲中里中学校生徒会



▲倉俣地区子供会



南保育所で小正月行事「だんご飾り」が行なわれる!



こうやって飾るんだよ!

1月12日(金)、南保育所において小正月行事の「だんご飾り」が行なわれました。

指導にあたってくれたのは、白羽毛の樋口俱吉さんです。

子供たちは、紅白のだんごを丸めて楽しそうにつくり、樋口さんの指導を受けながら楽しそうに一緒に枝に飾っていました。

このあとも、もちつきを行なったりして楽しい小正月行事が行なわれたようです。

この行事が終わった3日後には、このだんごを子供たちは、家に持ち帰ったそうですが、持ち帰っただんごは、食べたでしょうか、それともまだ、飾ってあるのかな……?



手帳をお持ちの方は、身体障害者福祉法による各種制度のほか、税金、公共料金等について次の制度の優遇措置が受けられます。

《重度心身障害者医療費助成》

①療育手帳Aの交付を受けている人

②身体障害者手帳(二級・三級・三級)の交付を受けている人

③①②と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受け村長が認定した人

〔内容〕

医療費及び入院時食事療養費標準負担額を助成します。

但し、外来一ヶ月一、〇一〇円、入院一日七〇〇円及び食事料一日六〇〇円の自己負担金が必要です。

〔手続き〕

身体障害者手帳及び療育手帳、印鑑、保険証が必要です。

《補装具の交付・修理》

①身体障害者手帳の交付を受けている人

〔内容〕

障害の内容及び程度に応じ、補装具(義肢・補聴器・車椅子・

歩行補助杖・ストマ用器具等)の交付・修理が公費で行われます。但し、課税状況により代金の一部又は、全部が自己負担になることがあります。

〔手続き〕

申請書、県指定医師の意見書、業者の見積書が必要です。

《日常生活用具の給付》

①身体障害者の手帳を受けている在宅の重度身体障害児・者及び重度精神薄弱児・者

〔内容〕

障害の内容及び程度に応じ、日常生活用具(浴槽・湯沸器・特殊マット・火災警報器等)が給付されます。但し、課税状況によりその一部又は、全部が自己負担になることがあります。

〔手続き〕

申請書、業者の見積書が必要です。

《自動車運転免許取得費補助》

①身体障害者手帳(一級から四級)の交付を受けている人。但し、免許の取扱により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる場合に限り。

〔内容〕

教習所で免許を取得した場合、免許取得費用の三分の二(限度額十万円)が補助されます。

〔手続き〕

各駅の乗車券発売窓口

《自動車改造費補助》

①上肢、下肢、体幹の機能に重度の障害があり、特別障害者手当の所得限度額を超えない人で、かつ就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要のある人

〔内容〕

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造に必要な費用(十万円以内)が補助されます。

〔手続き〕

①身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な人(視覚障害者、下肢不自由一級から四級・体幹不自由一級から三級・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害一級、三級)

〔内容〕

②療育手帳Aの交付を受けている人で看護者の付添いが必要とするもの

〔内容〕

駐車禁止除外指定者証票を提示することにより、駐車禁止の場所に駐車できます。

〔内容〕

①身体障害者が運転、又は、同乗して使用している場合

〔内容〕

②精神薄弱者が同乗して使用している場合

〔内容〕

③世帯主が視覚障害又は聴覚障害の手帳の交付を受けている場合

〔内容〕

④世帯主が肢体不自由一級又は二級の手帳の交付を受けている場合

〔内容〕

⑤本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている身

〔内容〕

乗車料金支払時又は、定期券購入時に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。なお、バス事業者が必要と認めた場合は、介護者も割引されることがあります。

障害者手帳又は、療育手帳を提示して乗車券などを購入してください。

〔内容〕

乗車料金支払時又は、定期券購入時に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。なお、バス事業者が必要と認めた場合は、介護者も割引されることがあります。

〔内容〕

運賃料金を精算する際、乗務員に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。

〔内容〕

①身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯で、福祉事務所長又は村長が低所得世帯と認めた場合

〔内容〕

②重度の精神薄弱者のいる世帯

〔内容〕

③世帯主が視覚障害又は聴覚障害の手帳の交付を受けている場合

〔内容〕

④世帯主が肢体不自由一級又は二級の手帳の交付を受けている場合

〔内容〕

⑤本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている身

〔内容〕

乗車料金支払時又は、定期券購入時に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。なお、バス事業者が必要と認めた場合は、介護者も割引されることがあります。

〔内容〕

運賃料金を精算する際、乗務員に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。

〔内容〕

①身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯で、福祉事務所長又は村長が低所得世帯と認めた場合

〔内容〕

②重度の精神薄弱者のいる世帯

〔内容〕

体障害者

②介護運転者が認められる場合は重度の身障者及び重度の精神障害者

〔内容〕

通行料金割引証の交付を受け、乗車料金を精算する際、乗務員に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。

〔内容〕

①特別児童扶養手当

〔内容〕

②0歳未満の重度又は中度の心身障害児を看護している父もしくは母

〔内容〕

心身障害児を父母にかわって養育する人

〔内容〕

②障害児福祉手帳

〔内容〕

②0歳未満であって、精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童

〔内容〕

③特別障害者手当

〔内容〕

②0歳以上であって、精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人、寝たきりの人、重度の痴呆の人

〔内容〕

※注意事項

〔内容〕

乗車料金を精算する際、乗務員に身体障害者手帳又は、療育手帳を提示してください。

〔内容〕

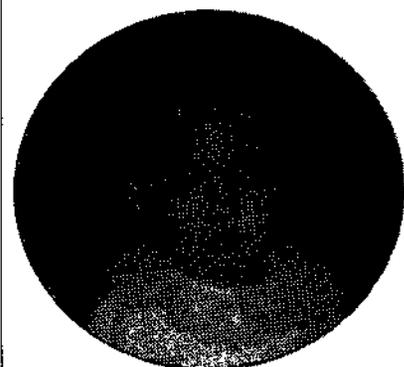


わが家の主役

高橋 芽 以ちゃん (1歳) (127)
 陽一・奈津子さん夫妻の長女(倉俣)

3人兄弟の末っ子の芽以ちゃんは、とても元気の良い女の子です。風邪もほとんどひかず、ご飯も保育園に行っているお兄ちゃんたちよりも多く食べる時もあります。

また、お風呂が大好きで、機嫌が悪いときでもお風呂に入れば泣きやんでしまいます。最近では歌の本がお気に入り、自分で本棚から選んできては、おばあちゃんに歌ってもらっているそうです。



村・県民税所、得税の申告はお早めに！

平成8年度の村・県民税の申告と所得税の確定申告の受付が、2月16日から始まります。申告期限はともに3月15日です。毎年、期限間近になりますと大変混雑しますので、早めに申告してください。なお、できるだけ別表の相談日をご利用ください。

村・県民税

個人の住民税(村・県民税)は、住民にとって身近な行政費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金です。そのため、所得税よりも納める方の範囲は広く、税率は低く定められています。

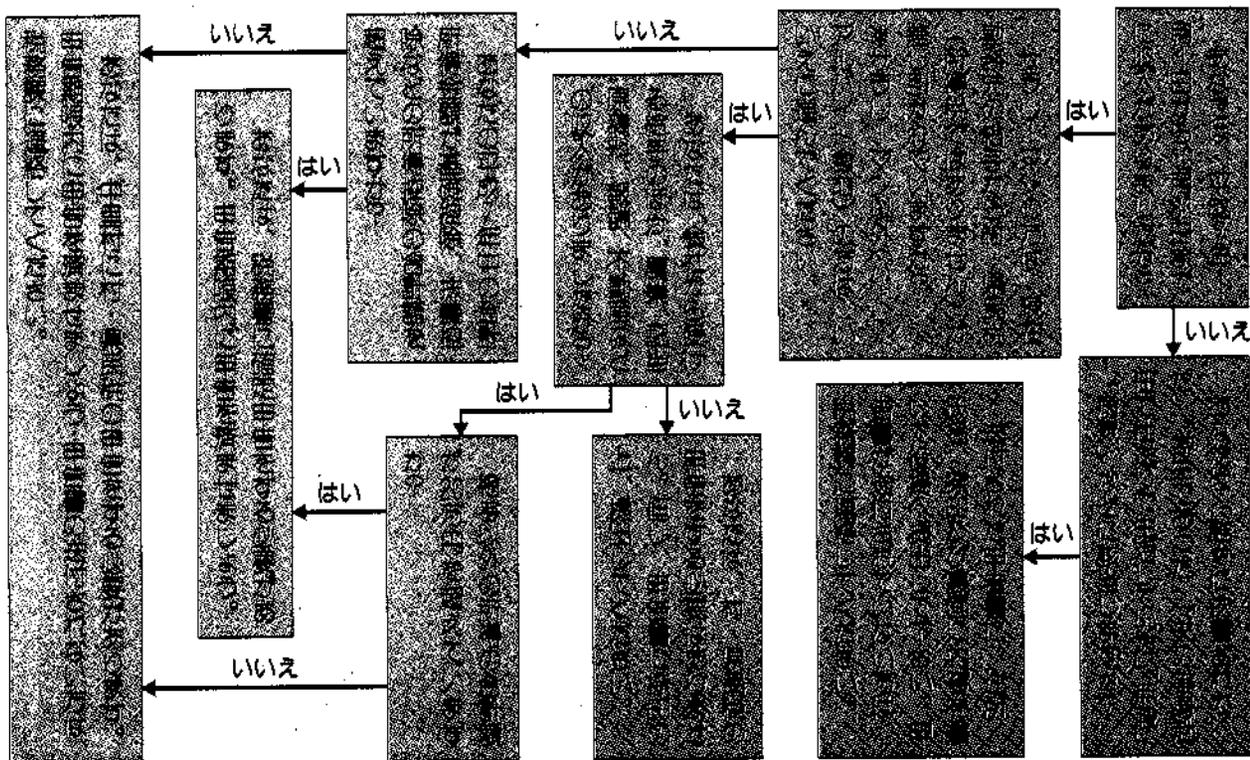
申告をしなければ
ならない方

平成8年1月1日現在、中

所得税

所得税は、あなた自身が所得を計算して申告する制度をとっています。3月15日までに申告を済ませてください。

- 里村に住んでいて、平成7年中に所得があった方は、申告が必要です。所得があると思われる方には、二月中旬までに申告書をお届けしますので、期限までに申告してください。(申告書に捺印を忘れずに)
- なお、次に該当する方は、捺印の上、提出してください。
- ① 給与所得のみの方
 - ② 公的年金等の所得だけの方
 - ③ 所得税の確定申告書を提出した方
 - ④ 所得がない方



《あなたの申告は》

2月15日～3月5日
カレンダー

15(木)	
16(金)	1歳半児健診 保健センター ◎13:00～13:30受付 心配ごと相談(山田虎一) デイサービスセンター ◎13:30～16:00
17(土)	
18(日)	村民スキー大会 上越国際清津スキー場 ◎8:50集合 ドーム中里き☆ら○ら投影 ユーモール ◎11:00～11:50
19(月)	
20(火)	
21(水)	
22(木)	みのり学園 総合センター
23(金)	心配ごと相談(村山篤穂) デイサービスセンター ◎13:30～16:00 行政相談 老人福祉センター ◎13:30～16:00
24(土)	
25(日)	ドーム中里き☆ら○ら投影 ユーモール ◎11:00～11:50
26(月)	
27(火)	
28(水)	
29(木)	
1(金)	1歳半児健診 保健センター ◎13:00～13:30受付 心配ごと相談(廣田和子) デイサービスセンター ◎13:30～16:00
2(土)	
3(日)	ドーム中里き☆ら○ら投影 ユーモール ◎11:00～11:50
4(月)	
5(火)	遊びの教室 総合センター ◎9:00～10:00受付

●ところ ○とき

3月から新しい天気予報が始まります

「もっと詳しい天気予報が知りたい」といった国民の要望にこたえるため、気象庁では3月から、現在発表している天気予報に加え、「いつ、どこで、どのくらい」の雨が降るのかなど、よりきめ細かい天気予報(量的予報)の発表を開始します。

新たに始められるのは「地方天気分布予報」と「地域時系列予報」の2種類で、1日3回(6時、12時、18時)発表されます。

〈地方天気分布予報〉

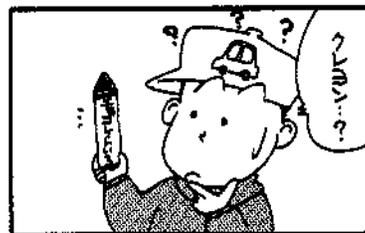
全国を約20キロ四方で区切った領域を単位とします。その領域に対して、3じかんと「天気」「降水量」「気温」「最高・最低気温」を24時間先まで予報します。全国に11か所ある地方区ごとに発表されます。

〈地域時系列予報〉

全国に138ある代表的な地域または地点で、3時間ごとの「天気」「気温」の時間変化を24時間先まで予報します。全国に55か所ある府県予報区ごとに発表されます。

休日救急医

- 2/18 津南病院 ☎65-3161 (津南町)
- 2/25 大熊内科医院 ☎52-7066 (十日町市)
- 3/8 富田医院 ☎52-3269 (十日町市)
- 3/9 津南病院 ☎65-3161 (津南町)
- 3/10 川西町診療所 ☎68-2034 (川西町)
- 3/10 中条病院 ☎57-3018 (十日町市)



短編集

大雪になる大雪になるといわれていましたが、1月中頃までは今年もそれほどにはとっていましたが、すごい大雪になってしまいました。雪の処理には、皆さん大変苦労しているのではないのでしょうか。交通網にも支障をきたし、不便を感じていること

と思います。こんなとき、災害が起きるのが一番困ります。火災や雪崩等が発生したとき現場までの道路が重要になってきます。屋根雪の処理で道路に出すのもいたしかたないと思いますが、その処理など個々の協力が必要になってくると思います。



ブナ スギ



ユリ



ウグイス

(昭和60年7月25日制定)

- 1、自然を愛し美しい村をつくります。
- 1、健康で働き明るい村をつくります。
- 1、愛情を豊かにし心あたたかい村をつくります。
- 1、教養を深め文化のかがり高い村をつくります。
- 1、創意をこらし活力ある村をつくります。

村の人口

1月末現在
()は前月比

●人口 男3,334人(±0) 女3,332人(-5) 計6,666人(-5) ●世帯数1,631(-1)